

大分県報

令和五年
号外（五四）
三月三十一日

（金曜日）

目次

警察本部訓令

- 被疑者取調べの監督に関する規程等の一部改正……………一
警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一
警察車両管理規程の一部改正……………二
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部改正……………三
職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………四
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程等の一部改正……………五
大分県警察文書管理規程の一部改正……………五
地域警察運営細則の一部改正……………三
保護取扱規程の一部改正……………三

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第6号

警察本部
警察学校
警察署
被疑者取調べの監督に関する規程等の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
大分県警察本部長 種田英明

（被疑者取調べの監督に関する規程の一部改正）
第1条 被疑者取調べの監督に関する規程（平成21年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第4項中「当直主任」を「当番責任者」に改める。

令和五年三月三十一日

第7条第1項中「第4条の規定により本部長から指名された」を「本部長の指名に係る」に改め、同条第2項中「第7条」を「第5条」に改める。

（大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正）

第2条 大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の備考4中「当直」を「当番」に改める。

（大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正）

第3条 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（宿日直勤務等）」に改め、同条中「宿日直勤務」の次に「及び当番勤務」を加える。

（大分県警察における非常招集に関する訓令の一部改正）

第4条 大分県警察における非常招集に関する訓令（昭和54年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、本部」の次に「（高速道路交通警察隊を除く。）」を加え、「あつては」を「あつては」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第3項中「当直主任」を「本部にあつては当直主任が、警察署にあつては当番責任者」に改める。

第8条中「（以下「署長」という。）」を削る。

第13条第1項中「（以下「伝達計画」という。）」を削り、同条第2項中「前項の伝達計画変更」を「非常招集伝達計画に変更」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第7号

警察学校
警察署
警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
大分県警察本部長 種田英明

別表第1の1の表の2の項の長い長の欄第13号中「第56条」を「第56条第1項」に改め、別表第1の5の表の1の部の報酬、給料、職員手当等、共済費及び賞金の項中「、共済費及

大分県報号外（警察本部訓令）

1

ひ資金」を「及び共済費」に改め、同部の負担金補助及び交付金の項中

「	300万円未満	—	全額	」	を	「	300万円未満	—	100万円以上	」
---	---------	---	----	---	---	---	---------	---	---------	---

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第8号

警察本部
警察学校
警察署

警察車両管理規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田英明

第2条中「昭和26年法律第185号」の次に「。以下「車両法」という。」を加える。

第4条第2項中「（以下「所属長」という。）」を削り、同条第5項中「運転する者」の次に「（以下「運転者」という。）」を加える。

第6条第1項中「道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）」を「車両法」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項中「警察車両を運転する者（以下「運転者」という。）」を「運転者」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

運 転 日 誌

運転月日	運転者		アルコール等確認						発着時刻		行先	最終メーター	給油量(L)		備考	
	所属(係)	氏名	確認時期	確認者名	確認時刻	確認方法	酒気帯有無	疾病疲労状況	指示事項・その他必要な事項	発時刻			着時刻	燃料		オイル
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転前			対面・電話等	有・無	良好・不調								
			運転後			対面・電話等	有・無	良好・不調								

備考1 同一人が同一日において複数台の警察車両を運転する場合は、それぞれの警察車両ごとの運転日誌にアルコール等確認結果を記載すること。
 2 同一人が同一日において同一の警察車両を複数回運転する場合は、「アルコール等確認」欄は、最初の運転前と最終の運転後に記載すれば足りるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第9号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

(大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正)

第1条 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「9の項から11の項」を「12の項から14の項」に改め、同条第2項中「10の項」を「7の項」に改め、同条第3項及び第4項中「9の項から11の項」を「12の項から14の項」に、「7の項及び10の項」を「4の項及び7の項」に改める。

別表第1の12の項を同表の15の項とし、同表の11の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、「第12条若しくは第13条」を「第12条第1項若しくは第13条第1項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の10の項中「8の項」を「5の項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表中9の項を12の項とし、8の項を11の項とし、同表の7の項中「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の6の項の次に次のように加える。

7 妊娠中又は出産後1年以内の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで4週間に1回、満24週から満35週まで2週間に1回、満36週から分べんまで1週間に1回、産後1年までその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
---	--

8 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合

9 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

その都度必要と認める時間

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間

別表第2中4の項から6の項までを削り、7の項を4の項とし、8の項から10の項までを3項ずつ繰り上げる。

第1号様式中「及び第4条」を「第4条」に改める。
第4号様式中「及び第6条」を「第6条」に改める。

(大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正)
第2条 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「9の項及び10の項」を「12の項及び13の項」に改め、同条第2項中「9の項及び10の項」を「6の項及び7の項」に、「11の項」を「8の項」に改め、同条第3項及び第4項中「9の項及び10の項並びに」を「12の項及び13の項並びに」に、「7の項、9の項及び10の項」を「4の項、6の項及び7の項」に改める。

別表第1の11の項を同表の14の項とし、同表の10の項中「8の項」を「5の項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表中9の項を12の項とし、8の項を11の項とし、同表の7の項中「女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の6の項の次に次のように加える。

7 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで4週間に1回、満24週から満35週まで2週間に1回、満36週から分べんまで1週間に1回、産後1年までその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
--	--

<p>8 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>9 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>第23条第4項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第2中4の項から6の項までを削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、同表の9の項中「第12条若しくは第13条の」を「第12条第1項若しくは第13条第1項に規定する」に改め、同項を同表の6の項とし、同表中10の項を7の項とし、11の項を8の項とし、12の項を9の項とする。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第11号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

職員の特殊勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日
大分県警察本部長 種 田 英 明
第4条第1項中「当直主任」を「当番責任者」に改める。

別表の9の項中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「職員」の次に「及び警察署における当番勤務により深夜において行う事件、事故その他の警察事象の処理に従事した職員」を加える。

別表の18の項中「銃器若しくは銃器」を「銃器（クロスボウを含む。以下「銃器等」という。）若しくは銃器等」に、「銃器を」を「銃器等を」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第13号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条の2第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項中「診断書」の次に「（結核性疾患用）」を加え、同条第4項中「第3号様式」を「結核性疾患用」に改める。

第18条第1項中「運転免許課に勤務する職員及び情報室の職員で情報公開等の窓口業務に従事する職員」を「警務課情報室の職員で情報公開等の窓口業務に従事するもの及び運転免許課に勤務する職員」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「運転免許課に勤務する職員及び」を「警務課」に改め、「従事する」の次に「もの並びに運転免許課に勤務する職員及び警察学校に勤務する」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 所属長は、前2項の規定により通常勤務者の勤務時間の割振りを行う場合において、特に必要があると認めるときは、本部長が別に定める基準により前2項の勤務時間の割振りの開始時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

第18条第4項中「第1項ただし書の規定による指定」を「前項」に、「通知、」を「通

知」に改める。

第18条の2を次のように改める。

(通常勤務者の休憩時間)

第18条の2 通常勤務者（警察学校に勤務する通常勤務者を除く。）の休憩時間にあつては正午から午後1時まで、警察学校に勤務する通常勤務者にあつては午前11時50分から午後0時50分までとする。ただし、当該時間帯により難いと所属長が認める場合であつて、勤務時間の途中に1時間の休憩時間を置くときは、この限りでない。

第19条第2号ア中「従事する職員」の次に「、地域課の職員で職務質問技能指導に従事する警察官、自動車警ら隊勤務に従事する警察官及び通信指令業務に従事する警察官、刑事企画課の職員で機動捜査に従事する警察官」を加え、「及び機動捜査に従事する警察官」及び「、地域課の職員で職務質問技能指導に従事する警察官及び自動車警ら隊勤務に従事する警察官、通信指令センターの職員で通信指令業務に従事する警察官」を削る。

第20条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間は原則として7時間45分とする。ただし、次に掲げる職員の1回の勤務に割り振られる勤務時間は、それぞれ次に掲げる時間とする。

ア 大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）第5条に規定する当直の命令を受けた職員 当直勤務を開始する日にあつては11時間、当直勤務を終了する日にあつては4時間30分（当直勤務が終了する日か週休日及び休日等の場合にあつては7時間45分）

イ 警察署当番規程（令和5年大分県警察本部訓令第19号）第7条に規定する当番の命令を受けた職員 15時間30分

(4) 7時間45分、15時間30分又は11時間若しくは4時間30分の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

ア 7時間45分 警察本部に勤務する職員（運転免許課に勤務する職員並びに交通機動隊に勤務する職員及び警察学校当直に従事する職員で当直勤務が終了する日か週休日及び休日等の職員を除く。）及び警察署に勤務する職員にあつては午前9時から午後5時45分まで、運転免許課に勤務する職員、交通機動隊に勤務する職員で当直勤務が終了する日か週休日及び休日等の職員、警察学校に勤務する職員並びに警察学校当直に従事する職員で当直勤務が終了する日か週休日及び休日等の職員にあつては午前8時30分から午後5時15分までとし、その間にそれぞれ1時間の休憩時間を置くこと。

イ 15時間30分 午前9時から翌日の午前9時までとし、その間に8時間30分の休憩時間を置くこと。

ウ 11時間 警察本部に勤務する職員（運転免許センター当直及び警察学校当直に従事する職員を除く。エにおいて同じ。）にあつては午前9時から午後9時まで、運転免許センター当直又は警察学校当直に従事する職員にあつては午前8時30分から午後8時30分までとし、その間にそれぞれ1時間の休憩時間を置くこと。

エ 4時間30分 警察本部に勤務する職員にあつては午前7時30分から正午まで、運転免許センター当直又は警察学校当直に従事する職員にあつては午前6時30分から午前11時までとする。

第22条の6中「第5章」を「この章」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大分県警察学校教養実施規程の一部改正)

第22条 大分県警察学校教養実施規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第17号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

目次中「第5節 文書取扱いの特例（第18条—第20条）」を 「第5節 文書管理システム 第6節 文書取扱いの特例

<p>による処理の原則 (第17条の2) に改める。 (第18条-第20条) 」</p> <p>第2条第1号中「記録をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「管理して」を「、県警察が保有して」に改め、同条第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「である文書」の次に「のうち、書式情報 (文書の体裁に関する情報をいう。) を含めて電磁的記録媒体に記録されたもの」を加え、同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 文書管理システム 文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務を統一的に処理するシステムをいう。</p> <p>第2条第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 紙文書 紙に記録された文書をいう。</p> <p>第7条第2項第2号中「又は」を「及び」に改め、同条第3項中「第17条第1項」を「第17条」に改める。</p> <p>第8条第1項中「(次席)の次に「の職務」を加える。</p> <p>第9条第1項中「(課長補佐)の次に「の職務」を加え、「職員」を「職員」に改める。</p> <p>第13条第1項第3号ア中「例規番号簿又は」を「、その記号に「大通達甲」を含むものにあつては例規番号簿により、「大通達乙」を含むものにあつては」に改め、同項第4号エ中「例規番号簿又は」を「、その記号に「大示達甲」を含むものにあつては例規番号簿により、「大示達乙」を含むものにあつては」に改め、同項第5号イ及び第6号ウ中「例規番号簿又は」を「、その記号に「(示達甲)」を含むものにあつては例規番号簿により、「(示達乙)」を含むものにあつては」に改め、同条第4項を削る。</p> <p>第15条第1項ただし書中「法令」を「法令等」に改める。</p> <p>第17条第2項を削る。</p> <p>第1章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。</p> <p>第5節 文書管理システムによる処理の原則</p> <p>第17条の2 この規程の規定による文書の收受、起案、決裁、合議、施行、保存、保存期間の延長、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、原則として、文書管理システムにより行うものとする。ただし、法令等により書面による処理が求められている文書その他総括文書管理者が文書管理システムによる処理が困難と認める文書を取り扱うときは、当該文書の管理に関する事務の全部又は一部を紙文書により処理することができる。</p> <p>第21条第1項中「第22条」を「次条」に改める。</p>	<p>第22条第1項第3号中「警察文書伝送システム」を「文書管理システム、警察文書伝送システム」に改める。</p> <p>第23条第1項第1号中「記載して」を「記録して、」に、「番号」を「受付番号」に改め、「主務者」の次に「(当該文書に記録されている情報に係る事務を主管する係の職員をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を「公安委員会文書取扱担当者は、前条第2項の規定により回付された文書が」に、「について」を「であるとき」に改める。</p> <p>第24条の見出し中「各所屬」を「主管課」に改め、同条第1項中「各所屬」を「主管課」に改め、同項第1号中「記載して」を「記録して、」に、「番号」を「受付番号」に改め、同条第2項中「(同項第3号及び第5号に掲げる場合にあつては、当該文書を印字したものを)」を削り、「各所屬」を「主管課」に改め、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(主管課の主務者の職務)</p> <p>第24条の2 主管課の主務者は、第22条第1項各号に掲げる場合において文書を直接受領したとき、又は第23条第1項若しくは前条の規定により文書の交付を受けたときは、当該文書の名知人その他関係職員に当該文書を供覧するものとする。</p> <p>2 前項に規定する供覧は、文書管理システムにより、供覧書 (第8号様式) を作成して行うものとする。</p> <p>第25条第1項中「外」を「以外の時間」に改める。</p> <p>第30条第1号のただし書を次のように改める。</p> <p>ただし、別に定められた書類を用いて起案することとされている場合は、この限りでない。</p> <p>第30条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。</p> <p>第37条第1項中「付せんを付するなどして」を削り、「記載する」を「記録する」に改め、同条第2項中「決裁者」の次に「及び承認者」を加える。</p> <p>第38条中「、決裁同書にその旨を記載し」を削り、「決裁者」の次に「及び承認者」を加える。</p> <p>第39条中「あつては、」を「あつては」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。</p> <p>第40条第1項第1号中「公安委員会文書取扱担当者」を「起案者」に、「記入し」を「記録し」に、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同項第2号中「については警務部警務課法制系の職員 (以下「法制担当者」という。) が、公安委員会補佐室以外の所屬が主管する事務に係るその内容について施行を要する原議については主管課の文書取扱担</p>
--	---

当事者が、それぞれを「については、」に、「記入し」を「記録し」に改め、「又は文書整理簿」を削り、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同項第3号中「により原議の返付を受けた」を「による記録を終えた」に、「押印」を「公印の押印」に改め、同条第2項第1号中「主管課の文書取扱担当者」を「起案者」に、「記入し」を「記録し」を削り、「記入し、令達番号簿又は」を「記録し、告示及び訓令にあっては令達番号簿に、通達にあっては」に、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同項第3号中「により原議の返付を受けた」を「による記録を終えた」に、「押印」を「公印の押印」に改め、同条第3項第1号中「主管課の文書取扱担当者」を「起案者」に、「記入し」を「記録し」に、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同項第2号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「法制担当者が」を削り、「記入し、令達番号簿又は」を「記録し、告示及び訓令にあっては令達番号簿に、通達及び示達にあっては」に、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同項第3号中「により原議の返付を受けた」を「による記録を終えた」に、「押印」を「公印の押印」に改める。

第42条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文書管理システムによる送信 主管課

第42条第2項中「前項第3号」を「前項第4号」に改める。

第43条第3項中「警務課」を「主管課」に、「記入した上、当該原議を主管課に返付する」を「記録する」に改める。

第44条第1項第2号中「簿冊」の次に「（文書管理システムにより処理した電子文書が編集された簿冊（以下「電子簿冊」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第5号中「第11号様式」を「第10号様式」に改め、同項第7号中「第12号様式」を「第11号様式」に改める。

第45条第1項中「、第50条及び第51条」を「から第51条まで」に改める。

第46条中「文書は」を「紙文書は」に、「文書及び」を「紙文書及び」に改め、「常用文書」の次に「（紙文書に限る。）」を加える。

第47条第5号中「大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第14条」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項」に、「同条例第23条」を「同法第90条第1項」に、「同条例第26条」を「同法第98条第1項」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第18条」を「同法第82条」に、「同条例第24条」を「同法第83条」に、「同条例第27条」を「同法第101条」に、「利用停止等決定」を「利用

停止決定」に、「利用不停止等決定」を「利用不停止決定」に改める。

第52条中「第13号様式」を「第12号様式」に改める。

第55条第1項ただし書中「について」を削り、同項第3号中「行政文書管理システム」を「文書管理システム又は行政文書管理システム」に改める。

第57条の見出し中「各課」を「主管課」に改め、同条第1項中「各課」を「主管課」に、「第14号様式」を「第13号様式」に改め、同項第1号中「記載して」を「記録して、」に、「番号」を「受付番号」に改め、同条第3項中「（同項第3号及び第5号に掲げる場合にあっては、当該文書を印字したもの）」を削り、「各課」を「主管課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（主管課の主務者の職務）

第57条の2 主管課の主務者は、第56条第1項各号に掲げる場合において文書を直接受領したとき、又は同項本文若しくは前条の規定により文書の交付を受けたときは、当該文書の名宛人その他関係職員に当該文書を供覧するものとする。

2 前項に規定する供覧は、文書管理システムにより、供覧書を作成して行うものとする。

第55条第1項中「外」を「以外の時間」に、「及び各警察署の当直の当直員」を「の当直員及び警察署当番規程（令和5年大分県警察本部訓令第19号）に定める各警察署の当番員」に、「当直終了後」を「当直又は当番の終了後」に改める。

第62条第1号ただし書を次のように改める。

ただし、別に定められた書類を用いて起案することとされている場合は、この限りでない。

第62条第2号中「事実ごとに」を「、事実ごとに文書管理システムにより」に改め、同条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第66条第1項中「付せんを付するなどして」を削り、「記載する」を「記録する」に改め、同条第2項中「決裁者」の次に「及び承認者」を加える。

第67条中「、決裁同意にその旨を記載し」を削り、「決裁者」の次に「及び承認者」を加える。

第69条第1号中「主管課の文書取扱担当者」を「起案者」に、「記入し」を「記録し」に、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同条第2号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「総務課の文書取扱担当者が」を削り、「記入し、令達番号簿又は」を「記録し、告示及び訓令にあっては令達番号簿に、示達にあっては」に、「記載して起案者に返付する」を「記録する」に改め、同条第3号中「により原議の返付を受けた」を「による記録を終えた」に、「押印」を「公印の押印」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第30条、第40条、第43条、第62条、第69条、第72条関係）

目次番号 | 第 | 号

決 裁 伺 書

件 名

要 旨

年 月 日 起案 起案者 電話

(回議先)

年 月 日 日 決 裁	秘 密 区 分 等	極 秘 ・ 秘 ・ 取 扱 注 意	浄 書 ・ 校 正
年 月 日 日 施 行	秘 密 期 間		
施 行 上 の 特 別 取 扱 い		文 書 番 号	第 号

簿 冊 名	保 存 期 間	公 印 使 用 承 認
保 存 期 間 満 了 日	年 月 日	備 考 欄
延 長 後 満 了 日	年 月 日	
保 存 上 注 意 事 項		<input type="checkbox"/> 公印省略
公 開 ・ 非 公 開	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 (<input type="checkbox"/> 存 否 忘 答 拒 否)	<input type="checkbox"/> 一 部 公 開
非 公 開 等 判 断	<input type="checkbox"/> 時 限 非 公 開 (時 限 非 公 開 解 除 予 定) 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 個 人 <input type="checkbox"/> 事 業 <input type="checkbox"/> 公 共 <input type="checkbox"/> 審 議 <input type="checkbox"/> 事 務 <input type="checkbox"/> 法 令	

大 分 県 警 察

第13号様式を削り、第14号様式を第13号様式とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第23号

生活安全部地域課
警 察 署

地域警察運営細則（平成6年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

別表第1の1中「は当直主任」を「にあつては、当番責任者」に、「責任者に」を「責任者（執務時間外にあつては、当番責任者）」に改める。

別表第1の3中「責任者」の次に「（執務時間外にあつては、当番責任者）」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第24号

警 察 署

保護取扱規程（昭和35年大分県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第3条第3項中「当直主任」を「当番責任者」に改める。
様式第3号中「宿直室」を「当番室」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。